

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①健康診査の実施事務 ②新生児の訪問指導の実施事務 ③妊産婦の訪問指導の実施事務 ④保健指導の実施事務 ⑤母子健康手帳交付事務 ⑥母子訪問指導実施事務 ⑦未熟児養育医療給付事務 ⑧産後ケアの実施事務 ⑨妊婦のための支援給付の実施事務 ⑩こども家庭センターの実施事務 妊娠・出産・乳幼児健診その他の指導事項等母子に関する情報を管理する。一連の経過を個人だけでなく家族単位で管理することができ相談や保健指導等に活用している。その他、各種集計、名簿、支払管理を行う。
③システムの名称	母子保健情報管理システム 福祉総合システム 中間サーバー 庁内連携システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①健康診査情報ファイル ②妊産婦等訪問指導情報ファイル ③母子健康手帳交付情報ファイル ④未熟児養育医療情報ファイル ⑤産後ケア情報ファイル ⑥妊婦のための支援給付情報ファイル ⑦こども家庭センター業務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第70項、第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「主務省令」という。）第2条の表、95、96、155の項 ＜情報提供＞ 主務省令第2条の表、42、48、71、80、95、112、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発課広聴広報課（市政情報センター） 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭課 024-924-3691
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。なお、マイナンバーに紐づく情報の入力にあたっては、氏名、生年月日、住所の3つの情報をもとに母子保健情報管理システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや特定個人情報が含まれる書類は、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員を対象に、年1回eラーニング研修を実施している。未受講者が無いように全員が研修を完了するまで確認していることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I-5-②所属長	こども部次長兼課長 鈴木 武泰(平成27年1月1日からこども支援課長 橋本則子へ変更)	こども支援課長 滝田 昌宏	事後	人事異動のため
平成29年7月11日	I-8連絡先	郵便番号 963-8790 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども支援課 024-924-3691	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども支援課 024-924-3691	事後	郵便番号の誤入力を認識したため、他項目と併せて修正する
平成29年7月11日	II-1いつの時点の計数か	平成26年12月19日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	見直しによる修正
平成29年7月11日	II-2いつの時点の計数か	平成26年12月19日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	I-5-②所属長	こども支援課長 滝田 昌宏	こども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 024-924-3511	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和2年4月30日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号別表第二の70項 <情報提供> 番号法第19条第7号別表第二の26項、56の2項、87項	<情報照会> 番号法第19条第7号別表第二の69の2項、70項 <情報提供> 番号法第19条第7号別表第二の26項、56の2項、69の2項、87項	事前	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年9月1日	I-1-③システムの名称		福祉総合システムを追加	事後	システム利用に伴い追加
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号別表第二の69の2項、70項 <情報提供> 番号法第19条第7号別表第二の26項、56の2項、69の2項、87項	<情報照会> 番号法第19条第8号別表第二の69の2項、70項 <情報提供> 番号法第19条第8号別表第二の26項、56の2項、69の2項、87項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	I-5-①部署	こども部こども支援課	こども部こども家庭支援課	事後	組織改編に伴う変更
令和3年9月1日	I-5-②所属長の役職名	こども支援課長	こども家庭支援課長	事後	組織改編に伴う変更
令和3年9月1日	I-8連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども支援課 024-924-3691	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭支援課 024-924-3691	事後	組織改編に伴う変更
令和3年9月1日	II-1いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和3年9月1日	II-2いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	表紙—評価書名	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	表紙—個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	郡山市は母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	郡山市は母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	I-1-①事務の名称	母子保健法に関する事務	母子保健に関する事務	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	I-1-②事務の概要	母子保健法に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①健康診査の実施事務 ②新生児の訪問指導の実施事務 ③妊産婦の訪問指導の実施事務 ④保健指導の実施事務 ⑤母子健康手帳交付事務 ⑥母子訪問指導実施事務 ⑦未熟児養育医療給付事務 妊娠・出産・乳幼児健診その他の指導事項等母子に関する情報を管理する。一連の経過を個人だけでなく家族単位で管理することができ相談や保健指導等に活用している。その他、各種集計、名簿、支払管理を行う。	母子保健に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①健康診査の実施事務 ②新生児の訪問指導の実施事務 ③妊産婦の訪問指導の実施事務 ④保健指導の実施事務 ⑤母子健康手帳交付事務 ⑥母子訪問指導実施事務 ⑦未熟児養育医療給付事務 ⑧産後ケアの実施事務 ⑨妊婦のための支援給付の実施事務 ⑩こども家庭センターの実施事務 妊娠・出産・乳幼児健診その他の指導事項等母子に関する情報を管理する。一連の経過を個人だけでなく家族単位で管理することができ相談や保健指導等に活用している。その他、各種集計、名簿、支払管理を行う。	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月30日	I-2特定個人情報ファイル名	①健康診査情報ファイル ②妊産婦等訪問指導情報ファイル ③母子健康手帳交付情報ファイル ④未熟児養育医療情報ファイル	①健康診査情報ファイル ②妊産婦等訪問指導情報ファイル ③母子健康手帳交付情報ファイル ④未熟児養育医療情報ファイル ⑤産後ケア情報ファイル ⑥妊婦のための支援給付情報ファイル ⑦こども家庭センター業務情報ファイル	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月30日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の49項	番号法第9条第1項別表第70項、第127項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号別表第二の69の2項、70項 <情報提供> 番号法第19条第8号別表第二の26項、56の2項、69の2項、87項	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条の表、95、96、155の項 <情報提供> 主務省令第2条の表、42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月30日	I-5-①部署	こども部こども家庭支援課	こども部こども家庭課	事後	組織改編のため
令和7年6月30日	I-5-②所属長の役職名	こども家庭支援課長	こども家庭課長	事後	組織改編のため
令和7年6月30日	I-8連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭支援課 024-924-3691	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭課 024-924-3691	事後	組織改編のため
令和7年6月30日	II-1いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	II-2いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-8人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式への変更
令和7年6月30日	IV-8人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。なお、マイナンバーに紐づく情報の入力にあたっては、氏名、生年月日、住所の3つの情報をもとに母子保健情報管理システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや特定個人情報が含まれる書類は、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	事後	新様式への変更
令和7年6月30日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式への変更
令和7年6月30日	IV-11当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式への変更
令和7年6月30日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報を取り扱う職員を対象に、年1回eラーニング研修を実施している。未受講者が無いように全員が研修を完了するまで確認していることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	事後	新様式への変更
令和7年6月30日	I-1-③システムの名称	母子保健情報管理システム 福祉総合システム 中間サーバー 共通基盤システム 団体内統合宛名システム	母子保健情報管理システム 福祉総合システム 中間サーバー 庁内連携システム 団体内統合宛名システム	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【○】提供・移転しない	【 】提供・移転しない	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手)【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手)【 】接続しない(提供)	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	見直しによる修正
令和7年6月30日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	見直しによる修正